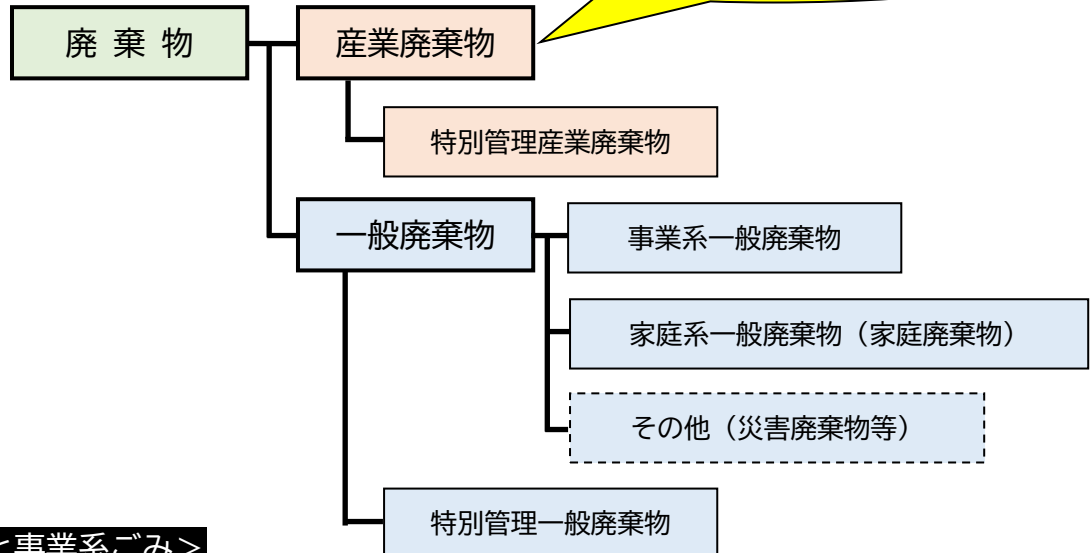


(別添) 基本説明資料

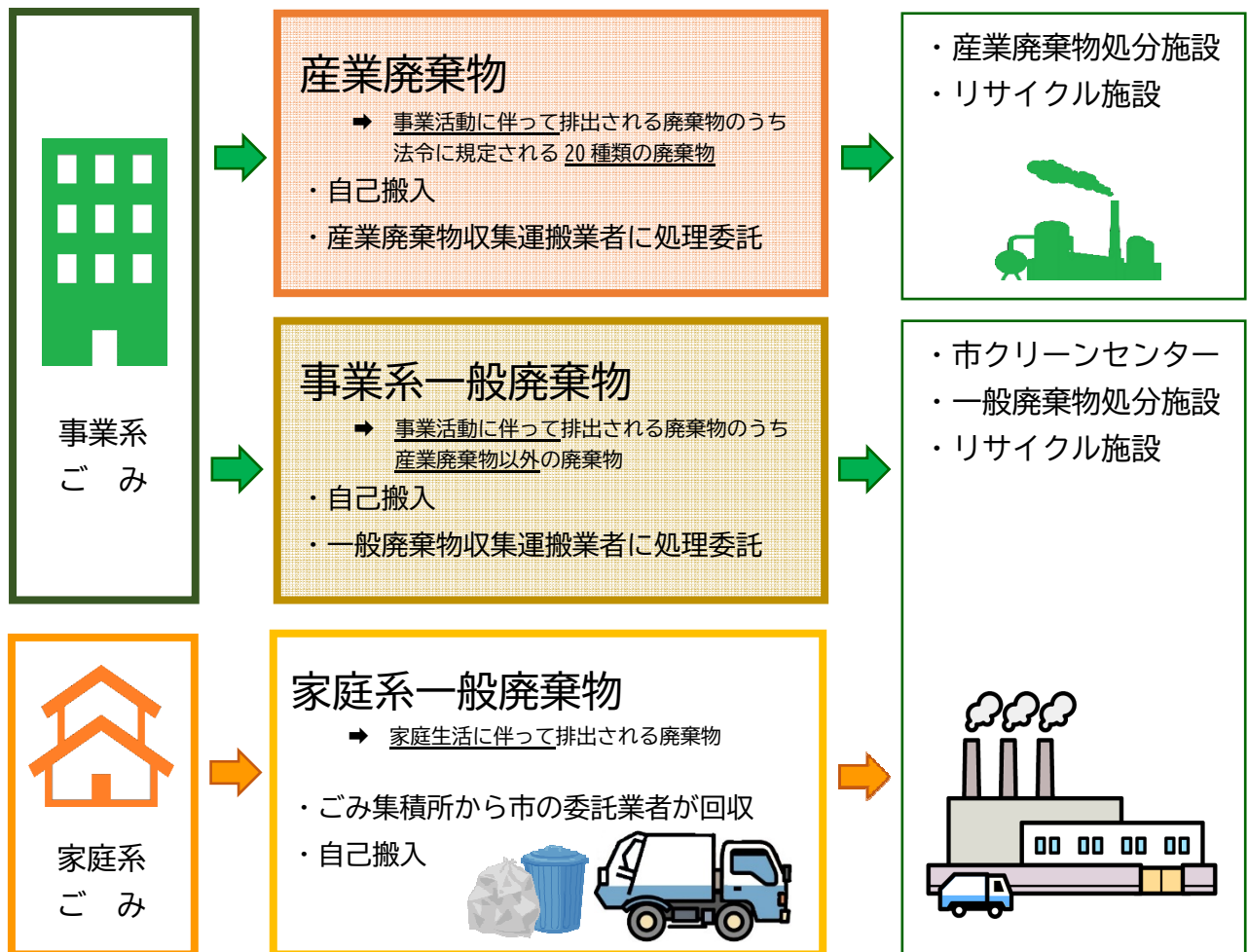
2025. 4. 3【5 R推進課（指導係）】

1 廃棄物

<一般廃棄物と産業廃棄物>



<家庭系ごみと事業系ごみ>



cf.) 「産業廃棄物の処理委託マニュアル（令和6（2024）年7月版）」（[ガルーン共通掲示板](#)> 指針・マニュアル）

<産業廃棄物の種類>

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの ※市役所などの一般事務から排出された場合でも産業廃棄物となるもの	①燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃掃出物、焼却残灰
	②汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物、活性汚泥法による処理後の汚泥、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、建設汚泥
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、溶剤
	④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず
	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず
	⑩鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、鑄物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等
	⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの ※市役所などの一般事務から排出された場合には産業廃棄物とならない（事業系一般廃棄物となるもの）	⑬紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず ※ 木くずのうち「貨物の流通のために使用したパレット」は例外的に“あらゆる事業活動に伴うもの”に該当。
	⑮繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等）
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱動物のふん尿	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等のふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等の死体
	⑳上記①～⑱までの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、①～⑱までのいずれにも該当しないもの	コンクリート固型化物

※ 国外廃棄物…外国から輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物は除く。）は、その発生源や性状にかかわらず、産業廃棄物に該当します（法第2条第4項第2号）。

（参）平 29. 6. 20 環廃産発第 1706201 号環境省通知「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト（平成 29 年 6 月）」